

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

重要事項説明書

<令和7年10月1日現在>

1. 事業者(法人)の概要

名 称	公益財団法人 いわてリハビリテーションセンター
所 在 地	岩手県岩手郡雫石町七ツ森 16 番地 243
電 話 番 号	(T E L) 019-692-5800 (F A X) 019-692-5807
代 表 者 名	理事長 大井 清文

2. 事業所の概要

事 業 所 名	いわてリハビリテーションセンター 通所リハビリテーション
所 在 地	岩手県岩手郡雫石町七ツ森 16 番地 243
連 絡 先	(T E L) 019-692-5800 (F A X) 019-692-5806
介護保険指定番号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 0372101980
サービスを 提供する地域	岩手県内全市町村

3. 事業所の特色等

①(要介護 通所リハビリテーション)

事業の目的	超高齢社会の到来による在宅ケアに対応していくため、指定通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	①事業所は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 ②事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 ③事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ④事業の実施にあたっては、「指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成27年3月27日条例25号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 ⑤入院時から退院後も含めて一貫したリハビリテーションサービスの提供をするものとする。 ⑥事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

②(要支援 介護予防通所リハビリテーション)

事業の目的	超高齢社会の到来による在宅ケアに対応していくため、指定介護予防通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	① 事業所は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 ② 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ③ 事業の実施にあたっては、「指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成27年3月27日条例25号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 ④ 入院時から退院後も含めて一貫したリハビリテーションサービスの提供をするものとする。

4. 事業所の職員体制

従業者の種類		人数 (人)	区分		常勤換算	職務の内容
			常勤(人)	兼務(人)		
管理者 (病院常勤医師兼務)		1	1		0.1	労務・業務管理
通 所 職 員	医師 (病院常勤医師兼務)	1 以上	1		0.1	利用者への医学的管理指導
	看護師	1 以上	1		0.3	看護
	作業療法士	1 以上	1		0.3	通所リハビリ
	理学療法士	2 以上	2		0.6	テーション
事 務		1 以上		1	0.1	事務業務

5. 営業日、営業時間及び定員

営業日及び営業時間

火曜日 9:00～17:00

木曜日 9:00～12:00

金曜日 9:00～12:00

サービス提供時間及び定員

① 9:00～10:20 4名

② 10:35～11:55 4名

③ 13:05～14:25 4名

祝日、休日、お盆及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

<サービスについての相談窓口>

電話 019-692-5800

担当 業務推進部 舘澤 文男

6. サービス内容

- (1) 機能訓練
- (2) 健康チェック
- (3) リハビリマネジメント（介護給付）
- (4) 運動機能向上
- (5) リハビリテーション相談

7. 通所リハビリテーション従業者の禁止事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために、通所リハビリテーション従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (5) その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. サービス従業者

- (1) サービス従業者とは、利用者の通所リハビリテーションを提供する事業所の職員であり、主として療法士等が該当します。
また、契約書及び重要事項説明書は、通所リハビリスタッフに代わって相談員又は事務員等が説明させていただく場合があります。
- (2) 利用者を担当する通所リハビリスタッフの選任（担当の変更を含む）は、事業所が行い、利用者が通所リハビリスタッフを指名することはできません。
事業所の都合により担当の通所リハビリスタッフを変更する場合は、利用者やその家族に対し事前に連絡するとともに、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分配慮します。
- (3) 利用者が、担当スタッフの変更を希望する場合には、その理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。
※業務上不適当と判断される事由がない場合には、変更をできないことがあります。
- (4) 事業所は、利用者からの希望による変更も含め、通所リハビリスタッフの変更により、利用者及びその家族等の介護者に対して、サービス利用に関する不利益が生じないよう十分配慮します。

9. 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

- (1) あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合証に記載された負担割合による額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。
- (2) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行っていただくこととなります。

①(要介護 通所リハビリテーション)

サービス提供区分(基本料)	単価(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
要介護1(1日につき)	3,690円	369円	738円	1,107円
要介護2(1日につき)	3,980円	398円	796円	1,194円
要介護3(1日につき)	4,290円	429円	858円	1,287円
要介護4(1日につき)	4,580円	458円	916円	1,374円
要介護5(1日につき)	4,910円	491円	982円	1,473円

加算・減算区分	単価(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
リハビリテーションマネージメント加算 ハ (6月以内)(1月につき)	10,630円	1,063円	2,126円	3,189円
リハビリテーションマネージメント加算 ハ (6月超)(1月につき)	7,430円	743円	1,486円	2,229円
短期集中個別リハビリテーション実施加算(1日につき)	1,100円	110円	220円	330円
理学療法士等体制強化加算(1日につき)	300円	30円	60円	90円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日につき)	60円	6円	12円	18円
送迎非実施による減算(往復)(1日につき)	▲940円	▲94円	▲188円	▲282円
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	1,550円	155円	310円	465円

②(要支援 介護予防通所リハビリテーション)

サービス提供区分	要支援 1				要支援 2			
	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
通常の場合 (基本)	22,680円	2,268円	4,536円	6,804円	42,280円	4,228円	8,456円	12,684円

加算・減算区分	単価(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (要支援1)(1月につき)	240円	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (要支援2)(1月につき)	480円	48円	96円	144円
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円	160円	320円	480円

10. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払方法について

1. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃利用者あてお届け(郵送)します。
---	--

2. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ①事業者指定口座への振り込み ②窓口での現金支払い イ お支払いを確認しましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されるようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
---	---

11. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション実施計画書」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション実施計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション実施計画書」に基づいて行います。事業者は「通所リハビリテーション実施計画書」に沿って「サービス内容説明書」を作成し、利用者又は家族にその内容を説明します。
- (5) 事業者は、「サービス内容説明書」に記載したサービスを提供します。
- (6) サービス提供は「通所リハビリテーション実施計画」に基づいて行います。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (7) 「通所リハビリテーション実施計画書」を作成又は変更した場合には、当該「通所リハビリテーション実施計画書」を利用者に交付するものとします。
- (8) 「通所リハビリテーション実施計画書」が利用者との合意をもって変更され、又は利用者の申し出により、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、新たな「サービス内容説明書」を作成します。
- (9) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示等は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

12. サービス利用にあたっての留意事項

当センターの通所リハビリテーション等の利用に当たって以下の事項について留意されますようをお願い致します。

- (1) 施設内及び敷地内での飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出て下さい。
- (3) 体調不良によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。
- (4) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して下さい。
- (5) 適切なサービス提供を維持するため、関係者に対する身体的な暴力、暴言、脅し、威嚇、不当な請求、セクシャルハラスメント、迷惑電話などの行為は一切許容しません。
- (6) 時間に遅れた場合は、サービスが受けられない場合があります。
- (7) 送迎サービスは行っておりません。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 事業所利用者相談・苦情担当

当事業所で提供している各サービスについての相談・苦情は、下記のところで承ります。

担当 業務推進部 舘澤 文男 電話 019-692-5800

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

	市町村名	担 当	電 話
☐	盛岡市	・介護高齢福祉課	(019) 651-4111
☐	雫石町	・福祉課介護保険担当	(019) 692-2111 内線 132
☐	滝沢市	・健康福祉部高齢者支援課	(019) 684-2111 内線 135
☐	その他の市町村 ()		
☐	岩手県国民健康 保険団体連合会	・介護サービス苦情・相談窓口	(019) 604-6700

14. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。主治医への連絡が困難な場合は必要な処置を講ずるものとし、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

主治医	医療機関名	いわてリハビリテーションセンター
	氏 名	
	連 絡 先	0 1 9 - 6 9 2 - 5 8 0 0
ご家族等	氏 名	
	連 絡 先	

15. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

16. 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18. サービス提供の記録

- (1) 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、その完結の日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

19. 非常災害等の対応

- (1) 事業所は、いわてリハビリテーションセンターの消防計画、風水害、地震等の災害計画に基づき、非常災害対策を行い、従事者は、常に災害発生防止と利用者の安全確保に努めます。
- (2) 自然災害の発生や感染症の拡大等に際し、必要に応じて対処する体制をとるとともに業務継続に向けた計画等を策定し、研修又は訓練を実施します。

20. 衛生管理等

- (1) サービス従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ア 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

21. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

22. 個人情報の取り扱い

当事業所では、個人情報の保護に努め、あらかじめ利用者又は家族の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

(1) 個人情報の取得

当事業所では、利用者の介護サービスの提供及び当事業所の管理運営に必要な範囲において個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用及び提供

当事業所では、個人情報の取り扱いに当たり、次に掲げる目的の範囲内で個人情報を利用します。

ア 当事業所内での利用

- ①診療録、医師指示書通所リハビリテーション計画書、介護予防通所リハビリテーション実施記録、リハビリテーションカンファレンス（会議）記録、その他介護予防通所リハビリテーションの実施、評価、検討に関する記録
- ②利用者及び家族への説明
- ③介護サービス向上のための通所リハビリテーションに関する症例研究や発表、職員研修、学生実習教育等
- ④当センターの入院患者の退院支援の充実や回復期リハビリテーション医療の向上のための医療担当職員への情報提供

イ 事業所外への提供等の利用

- ①他の病院等の主治医との連携
 - ②リハビリテーション会議、サービス担当者会議
 - ③他の在宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携
 - ④介護保険報酬請求事務
 - ⑤他の法令に基づく裁判所、その他公的機関等からの照会に対する回答
 - ⑥法令に基づく県、市町村その他関係機関への報告
 - ⑦当事業所が契約している損害保険会社、弁護士への連絡
 - ⑧介護サービス向上のための通所リハビリテーションに関する症例研修や発表
- ウ ア及びイのほか、通所サービスの円滑な実施のための管理運営業務及び緊急時等において、利用者の生命その他権利・利益を保護するため

(3) 個人情報の開示等

ア 診療録等の情報開示については、当センターの規程に基づいて原則として利用者本人の申請により所定の手続きのうえ開示（閲覧、複写等）します。

イ 利用者又は家族から当センターの規程に基づいて個人情報の訂正又は利用の停止等の申し出があった場合には、適切に対処します。

23. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止の対策を適切に実施するため、虐待防止担当者を置きます。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する虐待防止のための委員会及び研修会を定期的実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報するものとします。

24. 身体拘束の適正化について

事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとします。
- (2) 前項にある身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

25. 身分証携行義務

通所リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

26. サービスの終了について

- (1) 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合、利用者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ア 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - イ 事業者が守秘義務に反した場合
 - ウ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - エ 事業者が破産した場合
- (4) 次の事由に該当した場合事業者は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ア 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - イ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ウ 利用者が亡くなった場合